新監査公表第７号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第１項及び第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

令和８年 10 月 30 日

新潟市監査委員　古　俣　泰　規
同　伊　藤　秀　夫
同　細　野　弘　康
同　中　山　　均

監査結果の報告

1　基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2　監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3　監査の対象

（1） 対象部署

農林水産部　　農村整備･水産振興課
北区役所　　産業振興課、建設課
中央区役所　　建設課
江南区役所　　産業振興課、建設課
南区役所　　建設課
西蒲区役所　　建設課
監査実施工事の関係部署

（2） 対象工事

農村整備・水産振興課

令和7年4月から令和8年2月までに契約した当初設計金額1,000万円を超える工事
北区役所産業振興課、同建設課、中央区役所建設課、江南区役所産業振興課、同建設課、南区役所建設課、西蒲区役所建設課

令和7年4月から令和8年2月までに契約した当初設計金額400万円を超える工事

4　監査の着眼点

（1）設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
（2）設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
（3）設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
（4）受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
（5）工事請負契約は適正に行われているか。
（6）関係機関との調整は適切に行われているか。
（7）工程管理、安全管理は適切に行われているか。
（8）各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。

（９）工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

５　監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の調査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

６　監査の実施場所及び日程

（１）実施場所

監査委員事務局、監査対象部署執務室及び対象工事場所等

（２）実施日程

令和８年３月 13 日 ～ 令和８年 10 月 30 日

７　監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理について、設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

（１） 指摘事項

ア　間接工事費の積算における工種区分を誤っていたもの

（農林水産部農村整備･水産振興課）

農林水産部農村整備･水産振興課は、令和７年度に契約した農水第１号「新川漁港離岸堤復旧工事」及び農水第２号「新川漁港離岸堤復旧（その２）工事」（以下「本件工事」という。）の積算において、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の工種区分を海岸工事とすべきところ、誤って構造物工事としていた。この積算誤りに伴う過少積算額はそれぞれ約 134 万円と約 151 万円である。

漁港工事の工種区分は、浚渫工事、構造物工事、海岸工事に分類されており、工事の内容から適切な工種区分を選択することとされている。本件工事は、新川漁港海岸において離岸堤施設が沈下し海岸浸食されるおそれがあることから、海岸浸食の防御及び離岸堤の長寿命化のために消波ブロックを制作･設置するものであり、工種区分を海岸工事とすべきであった。同課の水産振興担当グループの土木職員は一名しかおらず、離岸堤復旧工事も未経験であったため、過年度に同課が同様の工事を発注した際の設計書を参考として設計書を作成したところ、その設計書の工種区分が構造物工事であったこと

から、結果として誤った積算となった。

さらに、本件工事の設計書の検算において、同課の農村整備担当グループの複数の土木職員によって、工種区分などが点検されていたが、形式的な確認にとどまり、誤りに気付かないまま、工事が発注された。

工事の積算誤りは受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。このようなリスクを内包しているにもかかわらず、組織として十分な確認を怠り、従前の工事も含めて、誤認したまま積算していたことは、同課のリスクに対する認識が希薄であるとともに、チェック体制が形骸化していたといわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識したうえで、正確な設計積算能力の向上を目指して日々研鑽に努めるとともに、組織として土木職員の一名体制の改善や、外部委託による積算を検討することに加え、チェック体制の強化を図るなど、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】

○積算基準［3　港湾］（抜粋）

第１部　港湾土木請負工事積算基準
第２章　工事費の積算
（略）
２節　間接工事費
1.　一般事項
1-1　工種区分と間接工事費率
1-1-1　工種区分
　工種区分は、港湾工事（浚渫工事、構造物工事）、海岸工事（港湾に関わる海岸）の３区分とし、各区分の内容は、下表によるものとする。

工種区分		工種区分の内容
港湾工事	浚渫工事	航路、泊地、船溜の浚渫工事、構造物の床掘工事ならびに土取工事およびこれらに類する工事。
	構造物工事	防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、桟橋、物揚場、係船杭、護岸の構築物に関する工事およびこれらに類する工事。 ただし、浚渫、臨港道路、橋梁、鉄道に関する工事およびこれらに類する工事を除く。
海岸工事（港湾に関わる海岸）		堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水（閘）門、養浜等の構築物に関する工事およびこれらに類する工事。

（略）

イ　ユニットトイレの基礎構造が適切でなかったもの

（西蒲区役所建設課）

西蒲区役所建設課（以下「建設課」という。）は、令和 7 年度に契約した蒲建第 285 号「東 6 区児童遊園トイレ改修工事」（以下「本件工事」という。）において、ユニットトイレの基礎構造を支持力が不足した設計により施工していた。

本件工事は、当初、建築部公共建築課（以下「公共建築課」という。）が老朽化で使用不能となった公園トイレを木造トイレに改築する計画の下、地盤調査や設計を進めていた。しかし、令和 6 年能登半島地震に伴う被災者住宅応急修理制度などへの対応を優先するため、建設課がその工事を引き継ぐこととなった。

公共建築課の設計図書は、木造トイレの仕様で作成されており、地盤調査により確認された軟弱地盤に対応した基礎構造も含めて完成していたが、建設課は、土木工事として対応可能な鉄骨造のユニットトイレに仕様を変更したことから、その設計図書を使用することができなくなった。

ユニットトイレは、便器や手洗い器などをあらかじめ一体化した箱型のトイレ設備で、工場で組み立てた完成品を現地に運搬し、築造した基礎の上に固定して設備配管等を接続する建築物である。その基礎構造は、建築基準法施行令第 38 条及び第 93 条並びに関係告示等に則り、地盤調査を実施したうえで、その結果に基づき適切な構造計算を行って設計する必要がある。

建設課は仕様の変更に伴い、基礎構造をあらためて設計すべきであったが、比較的簡易な検討で済むという認識や、既設のトイレが撤去済みであり、地元からの早期設置の要望もあったことから、工事契約後に受注者と協議を行うこととして、基礎構造に係る部分を除いて発注した。

発注後の受注者からの協議資料において、公共建築課が行った地盤調査の結果を引用し、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度を 15kN/m2 と換算したうえで、建設省告示第 1347 号に定めのある「20kN/m2 未満」に該当するとして、基礎ぐいを用いた構造が必要であるという適正な判断をしていた。基礎ぐいを用いた構造とする場合は、本件工事のユニットトイレの設計荷重 30 kN/m2 に基礎底盤面積を乗じて全荷重を算出し、その全荷重を基礎ぐいの支持力で除して必要な基礎ぐいの本数を算出すべきところ、次の二点の誤りが見られた。

一点目の誤りは、建設課の当初設計図面では、べた基礎が採用されていたため、受注者は、同告示に定めのある「20kN/m2 以上 30 kN/m2 未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎」を手掛かりに、許容応力度が 20 kN/m2 以上であることが施工条件になると判断したことである。

次に、二点目の誤りは、べた基礎と基礎ぐいという、原則、併用してはならない異な

る構造方法を採用し、誤った施工条件である許容応力度 20kN/m2 から、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 15 kN/m2 を差し引いてしまい、不足する 5 kN/m2 を補強するために、必要な杭の本数を算出したことである。

この二点の誤りから、杭の本数が本来必要な数に比して大幅に不足する事態を招いたが、この協議資料について建設課で十分な照査が行われないまま、発注者指示により施工された。

現時点において、直ちに補修等が必要となるような変状は認められていないが、粘性土である軟弱地盤が公共建築課の地盤調査から確認されており、長期間かけて徐々に沈下が生じるおそれがあるため、今後適切な対処が必要である。

建築物の基礎構造は、関係法令等に則り、地盤調査や構造設計に関する専門的知見に基づいた適正な構造計算により安全なものとしなければ、市民に被害が及び、本市に損害を与えるリスクがある。本来、あらかじめ基礎構造を設計したうえで発注すべきところ、本件工事においては、それを行うことなく発注し、さらには、その後の設計において、構造方法及び構造計算の誤りに組織として気付くことがないまま発注者指示をしており、このようなリスクに対しての認識が希薄であったといわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が建築物の基礎構造の設計におけるリスクの大きさをあらためて認識するとともに、あらかじめ詳細な構造等を正確な設計により決定したうえで施工し、また、工事中に仕様の変更が生じた場合は、専門的知見を持つ建築士に助言を求めるなど、適正に施工管理をしなければならない。あわせて、検算時のチェック項目の見直しなど、組織として再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】

○建築基準法施行令（抜粋）

（基礎）

第三十八条　建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

２　建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

３　建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき百キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

４　前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

（略）

（地盤及び基礎ぐい）

第九十三条　地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。（略）

○建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（抜粋）

（平成十二年五月二十三日）

（建設省告示第千三百四十七号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十八条第三項及び第四項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を次のように定める。

建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

（略）

（2）　注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア　設計に関すること

・設計図面に必要な事項を記載していなかったもの
・設計図書に施工条件が記載されていなかったもの
・設計図書に仕様書の添付がなかったもの
・アスファルト再生クラッシャランを使用していなかったもの

イ　積算に関すること

・週休２日適用工事の積算を誤っていたもの
・濁水運搬処理工の変更数量計上を誤っていたもの
・見積による積算を誤っていたもの
・見積依頼に各種施工条件を明示していなかったもの
・発注時において発生土の処分費が未計上であったもの

・冬期補正を実施していなかったもの
・建築工事の交通誘導警備員の積算において単価設定を誤っていたもの
・水替工の積算を誤っていたもの
・間接工事費における地域補正を誤っていたもの

ウ　監理に関すること

・工事打合簿での協議を怠っていたもの
・現場環境改善費の実施要領の運用を誤っていたもの
・週休２日適用工事の実施要領の運用を誤っていたもの
・週休２日取得工事の実施要領の運用を誤っていたもの
・建築工事における施工計画書、施工図の取扱を誤っていたもの
・施工計画書を作成していなかったもの